府職労健康福祉支部　緊急要求書への回答（平成28年12月19日）

第１及び第２の要求について、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう誠意をもって、今後とも対処してまいりたい。

第３及び第４の要求について、今回の府市の研究所の統合・独法化にあたっては、人事・給与制度は府制度を基本に設計するとともに、特殊勤務手当や勤務時間、休暇等の一部については、法人化を契機に改めて、制度の趣旨等も踏まえて検討し、平成25年10月28日に提案し、協議させていただいたところであり、ご理解いただきたい。新法人においては府市の地方衛生研究所を統合したうえで機能強化を進めていく予定。なお、本年12月15日に追加提案した勤務労働条件については、協議させていただきたい。

第５①の要求について、研究所の一元化施設整備にあたっては、安全で快適な施設となるよう、府市の所属職員の意見も踏まえながら、基本計画等を策定していく。あわせて、機器類の更新等の必要性を十分精査してまいりたい。

第５②から④の要求について、法人移行時には、現在行っている業務を継続でき、健康危機事象発生時にもしっかり対応できるよう準備を行ってまいりたい。

第６①の要求について、今回の府市の研究所の統合・独法化にあたっては、人事・給与制度は府制度を基本に設計しているため、11％を超える地域手当を支給することは想定していない。

第６②の要求について、今回の府市の研究所の統合・独法化にあたっては、人事・給与制度は府制度を基本に設計するため、法人の人事評価制度についても府制度を基本に構築する。

第６③の要求について、今回の府市の研究所の統合・独法化にあたっては、人事・給与制度は府制度を基本に設計するとともに、特殊勤務手当や勤務時間、休暇等の一部については、法人化を契機に改めて、制度の趣旨等も踏まえて検討し、平成25年10月28日に提案し、協議してきたところであり、ご理解いただきたい。

第６④の要求について、府市に現在、存在していない制度を法人設立当初に導入する予定はない。

第６⑤の要求について、職員の昇任については、公平・公正に対応しているところであり、今後とも、適正に昇任管理を行ってまいりたいと考えている。12月15日に行った追加提案により勤務労働条件について協議させていただく。

第６⑥の要求について、府市に現在、存在していない制度を法人設立当初に導入する予定はなく、勤務労働条件の大部分は府制度を準用していく。

第７の要求について、勤務労働条件の大部分は府制度を準用していく。

第８の要求について、法人を設立した場合、解散は想定していない。

第９の要求について、公衆衛生研究所に勤務する研究職は、公衆衛生に係る調査研究、試験検査等の業務を担い健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政への科学的・技術的な支援を行う研究所の中核的な職種であり、地方独立行政法人の「大阪健康安全基盤研究所」にとって不可欠であるため、法人設立にあわせて法人に身分を承継するもの。また、研究職以外の職（事務・技術、技能労務職）については、当面、法人の求めに応じて必要と判断する職種、人員を派遣する。職員の承継については、地方独立行政法人法上、別に辞令を発せられない限り、研究職の職員は承継となると思料。

第10の要求について、欠員については、職場の実態を踏まえ、臨時的任用職員等を配置するなど、職員の負担軽減に努めている。また、定年退職等に伴う欠員補充については、常勤職員による補充が原則であると認識しており、関係課と協議を行ってきたところ。